

「増値税法」が正式公布 税制新章が開幕、改革は新たな道程へ

2024年12月

第19号

概要

閉会したばかりの第14期全国人民代表大会常務委員会第13回会議において、中華人民共和国増値税法(以下、「増値税法」)草案の審議稿が審議、可決されました。そして、過去31年間施行されてきた「中華人民共和国増値税暫定条例」に代わり、中国初の「増値税法」が、2026年1月1日から正式に施行されることとなりました。

立法の過程としては、財政部、国家税務総局が2019年11月27日、「中華人民共和国増値税法(意見募集稿)」(以下、「意見募集稿」)を公布しました。そして、2022年12月及び2023年8月、全国人民代表大会常務委員会が「中華人民共和国増値税法(草案)」(以下、「草案」)に対して、2回の審議を行いました。今回、全国人民代表大会常務委員会は2024年12月21日から25日にかけて草案に対して第3回の審議を行い、常務委員会の審議意見及び各方面の意見に基づき草案の再修正を行い、「増値税法」を最終化、公布しました。

「増値税法」の公布は重大な意義があり、中国における税務法治化プロセスの進展を示しています。増値税は中国最大の税目として、立法化を通じて法律レベルに引き上げることで、1994年以来、特に近年数回にわたって実施された増値税改革の成果を固めるものとなります。それは、増値税制度に対してより強固な法律的な基礎を持たせ、増値税政策の確実性及び安定性を強化するものであり、第20期中国共産党中央委員会第3回全体会議の「税務法定原則」の実現における重要な前進と言えるでしょう。

PwCは意見募集稿¹、草案第2回審議稿²の分析を行った上で、「増値税法」と草案第2回審議稿の差異について比較分析を行いました。また、間もなく公布される「中華人民共和国増値税法実施条例」(以下、「実施条例」)について、本稿ではその中で重点的に注目すべき事項をまとめました。これらの事項については、「実施条例」で明確にされることが期待されます。

詳細

一、「増値税法」と草案第2回審議稿の差異

草案第2回審議稿と比較すると、今回審議可決された「増値税法」では主に以下の実質的な修正が行われています。

- (1)立法目的の記載を拡充し、「増値税法」が質の高い発展に寄与し、税金の徴収及び納付を規範化し、納税者の合法的權益を保護するために制定されたものであることを明確にしました。
- (2)「増値税法」における「個人」の概念には個人事業主(个体工商戸)が含まれていることを明確にし、現行の増値税政策と一致させています。
- (3)これまでの草案では国務院に授権するとしていた一部の規定内容(みなし課税取引のその他状況、簡易課税方式を適用する特殊状況、差額で売上高を計算する特殊状況など)を削除しています。

上記の改正について、みなし課税取引の範囲は「増値税法」が規定する範囲内に限定され、法律が改定されない限り、今後みなし課税取引の内容は追加されないと考えられます。一方、簡易課税、差額で売上高を計算する特殊状況については、その他の免税、追加控除などの政策と一緒に、第 25 条に規定された「国務院が制定することができる増値税特別優遇政策」の中で反映される可能性があります。

(4)「国内外共同での海洋石油、天然ガス採掘行為の増値税計算方法などは、国務院の関連規定に基づき実行する」内容が追加されており、現在の該当事項には現物に基づき増値税を徴収するなどの特殊規定を援用しています。

(5) 中国国外の組織及び個人に中国国内で課税取引が生じた場合、買手を徴収義務者とするほか、「国務院の規定に従って中国国内の代理人に税金の申告及び納付を委託する」旨を追加し、現行の増値税政策と基本的に一致させ、納税者により多くの便宜を与えています。買手は、売手が既に中国国内代理人に税金の申告及び納付を委託したかどうか、及び自身に徴収義務があるかどうかをどのように判断するかについては、今後公布される「実施条例」の中で明確にされる可能性があります。

(6) 仕入増値税額の定義から「課税取引に関連する」という記述を削除し、現行の増値税政策と一致させています。今後「実施条例」の中で、関連規定の有無や補充説明があるかどうか、及び非課税所得に対応する仕入増値税額は引き続き仕入増値税控除を行うことができるかにつき、注目する必要があるでしょう。

(7) 免税項目から「避妊薬及び用具」が削除されました。当該変更は、中国全体のマクロ政策に関連してくる可能性があります。

(8) 増値税の特別優遇政策を制定する状況に「公益事業寄附」が追加されました。「増値税法」第 5 条によると、貨物、無形資産、不動産及び金融商品の無償譲渡は、課税取引とみなして増値税を納付する必要があります。かかる前提のもとで、公益事業への寄附に税務優遇政策を提供することは、納税者の公益事業への貢献を奨励する上で有利となります。

(9)「国務院は増値税優遇政策に対して適時に評価、調整を行わなければならない」という方針を明確にしており、これは経済発展及び産業政策などの変化に基づき、増値税優遇政策の適時な調整に有利です。

(10) 法律面から「(納税者が) 優遇を放棄した場合、36 ヶ月内に当該税務優遇を享受してはならない」旨を明確にし、現行の増値税政策と一致させています。同時に、かかる前提のもとで「小規模納税者を除く」という規定が追加されており、これは 36 ヶ月の制限は小規模納税者には適用されないことを意味しています。

二、「実施条例」で注視すべき重点内容

今後公布される「実施条例」について、重点的に注視すべき内容は以下のとおりです。

1. 増値税税目の注釈及び分類

「増値税法」は税目の大分類を物品販売、サービス、無形資産及び不動産の 4 種類に分けています。増値税には 3 段階の税率及び優遇政策などがあることから、「実施条例」では今後、各種取引に対して各税率及び優遇政策を適用できるよう、各税目の具体的な内容を規定し、明確に分類するとみられます。

2. サービス、無形資産の中国国内消費の定義

「増値税法」の規定によると、中国国内で発生する課税取引とは、「(本条第 2 項、第 3 項の規定を除く) サービス、無形資産を販売する場合、サービス、無形資産が中国国内で消費される、または売手が中国国内の組織及び個人である」ことを指し、ここでは国際的に一般的となる「消費地課税主義」が導入されています。なお、売手が中国国外の組織及び個人である取引について、中国国内の主体が増値税の徴収義務を負うかどうかの判断に関しては、「実施条例」による「中国国内消費」の判定基準を注視する必要があります。

3. ゼロ税率政策が適用される越境サービス及び無形資産の範囲

「増値税法」は、「中国国内の組織及び個人による、国務院が規定する範囲内のサービス、無形資産の越境販売については、税率をゼロとする」旨を規定しています。ゼロ税率を適用するサービス及び無形資産の範囲は実施条例で明確にされるとみられ、それが現行規定の範囲と一致するかどうか、及び現在の「中国国外で完全に消費」の判断基準がさらに明確にされるどうかを注視する必要があります。

4. 混合販売における「主要業務」の判断方法

「増値税法」では、「納税者に、1つの課税取引にて2つ以上の税率に関連する状況が生じた場合、課税取引の主要業務に応じて税率を適用する」と規定しています。1つの課税取引は1つの価格にしか対応していない可能性があることから、税率または政策に差異がある場合、当該取引の主要業務を判断する必要があり、「実施条例」にて「主要業務」の判断方法を明確にするものとみられます。

5. 仕入増値税額に係る事項の明確化

- 「増値税法」では、融資サービスを購入する際の利息に対応する仕入増値税額は、控除対象外の仕入増値税額の範囲に入っていないことから、「実施条例」で同利息に対応する仕入増値税額が、控除対象外の仕入増値税額の対象となるか否か重点的に注視する必要があります。
- 「増値税法」では、控除対象外の仕入増値税額の内容として、現行規定にある“その中で関連する固定資産、無形資産及び不動産とは、上述項目に特化した固定資産、無形資産及び不動産のみを指す”という文言が含まれておらず、「実施条例」で上述の内容を明確にするものとみられます。
- 「増値税法」は「購入して直接消費に使用する飲食サービス、居住者日常サービス及び娯楽サービスに対応する仕入税額」は控除対象外と規定しており、現行規定における控除可能な仕入増値税額の範囲を拡大しています。実務において「購入して直接消費に使用」をどのように判断するかについて、「実施条例」で明確にするものとみられます。

6. 仕入増値税控除留保額の還付政策

「増値税法」は、「当期の仕入増値税額が当期の売上増値税額を上回る部分について、納税者は国务院の規定に従って翌期に繰り越して控除する、または還付を申請することができる」ことを明確にしています。従い、「実施条例」または今後の個別通達で、仕入増値税控除留保額還付の制度及びプロセスがさらに明確になることが期待されます。

7. 増値税特別優遇政策の具体的な内容

現行の増値税政策には免税、簡易徴収、差額による売上高の計算、追加控除などの各種優遇政策が含まれており、一部の生活・生計に直接に関連する項目及び基礎科学研究に対する免税が「増値税法」の中で明確にされているほか、その他の優遇政策との整合、継続及び終了などの内容はいずれも、増値税特別優遇政策に反映されるとみられ、注視する価値があると考えます。

まとめ

今回の審議で可決された「増値税法」は、過去30年間の増値税推進改革における成果の集大成及び総括であり、中国の税務法治化の過程において、マイルストーンとして意義を持つ一歩となっています。増値税法は2026年1月1日にて正式に発効する予定で、各企業におかれては、「増値税法」の変化及び「実施条例」における重点的に注視すべき内容について、業界の特殊性及び企業自身の特徴を加味し、企業の各方面に対する政策の影響を評価し、将来の「増値税法」の施行のために十分な準備をするようご提案します。

PwCは「実施条例」及びその他関連通達の進捗に引き続き注目し、所見及び洞察を適時に共有し、関連業界及び企業における研究に協力できればと思いますので、ご留意いただければ幸いです。

注釈

- 意見募集稿の詳細な解説について、PwC公式アカウントの2019年の記事「【洞察】増値税法呼之欲出、征求意见稿多处亮点值得關注」をご参照ください(リンク先は中国語)。
<https://mp.weixin.qq.com/s/lG3ke5YpPCUmUjMF7AoXlq>
- 草案第2回審議稿への詳細な解説について、「PwC 中国税務・ビジネスニュースフラッシュ」2023年第2号「解説増値税立法進程的重大進展」をご参照ください(リンク先は中国語)。
<https://www.pwccn.com/zh/china-tax-news/2023q1/chinatax-news-jan2023-2.pdf>

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響などについてご質問等がございましたら、下記の PwC 中国間接税サービスチーム担当者まで随时ご連絡ください。

李軍

PwC 中国間接税主管パートナー
+86 (21) 2323 2596
robert.li@cn.pwc.com

華北

張蓉

PwC 中国間接税パートナー
+86 (10) 6533 3397
linda.r.zhang@cn.pwc.com

華中

馬驍俊

PwC 中国間接税パートナー
+86 (21) 2323 3743
michael.ma@cn.pwc.com

王君

PwC 中国間接税パートナー
+86 (21) 2323 1095
justin.ja.wang@cn.pwc.com

李慧嵩

PwC 中国間接税パートナー
+86 (21) 2323 2895
lisa.hs.li@cn.pwc.com

華南

湯蘊賢

PwC 中国間接税パートナー
+86 (755) 8261 8273
winnie.tang@cn.pwc.com

PwC 中国間接税サービスチームは、国際及び現地の間接税に係る知識及び経験を持つベテラン税務専門家で構成されています。北京、上海、広州、深セン、香港特別行政区にオフィスを設置しています。顧客に間接税に関するコンサルティングサービスを提供するほか、中国の間接税政策が納税者に便宜を提供するようにするため、中国当局に間接税に関する展望的な提案を提供しています。PwC 中国間接税サービスチームは、1800 人の税務専門家からなる PwC グローバル間接税サービスチームのネットワークメンバーとなっています。



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwccn.com>



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は2024年12月27日現在の情報に基づき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港特別行政区の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス** により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港特別行政区、シンガポール及び台湾地区の税制及びその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々々とノウハウを共有いたします。お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍

TEL: +86 (10) 6533 3028
long.ma@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト(<http://www.pwccn.com>)または香港特別行政区のウェブサイト(<http://www.pwchk.com>)にてご覧いただけます。

www.pwccn.com

© 2024 PwC. 普華永道(PwC 中国)の許可なく配布することを禁じます。普華永道(PwC 中国)とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください：www.pwc.com/structure。各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーファームの作為又は不作為について一切の責任を負いません。

《增值税法》正式出台： 税制新篇章，改革新征程

二零二四年十二月
第十九期

摘要

刚刚结束的十四届全国人大常委会第十三次会议审议通过了中华人民共和国增值税法（以下简称《增值税法》）草案审议稿，我国首部《增值税法》将于 2026 年 1 月 1 日起正式生效，取代施行了 31 年的《中华人民共和国增值税暂行条例》。

回望立法过程，财政部、国家税务总局在 2019 年 11 月 27 日向社会公布了《中华人民共和国增值税法（征求意见稿）》（以下简称“征求意见稿”）。2022 年 12 月和 2023 年 8 月，全国人大常委会对《中华人民共和国增值税法（草案）》（以下简称“草案”）进行了两次审议。此次全国人大常委会于 2024 年 12 月 21 日至 25 日召开会议，对草案进行了第三次审议，根据常委会审议意见和各方面的意见对于草案进行了再次修改，最终形成并颁布了《增值税法》。

《增值税法》的出台具有重大意义，标志着中国税收法治化进程再次取得里程碑式的进展。增值税作为我国第一大税种，通过立法将其提升到法律层面，巩固了 1994 年以来，特别是近年历次增值税改革的成果，增强了增值税政策的确定性和稳定性，使增值税制度具有更坚实的法律基础，是落实二十届三中全会“税收法定原则”任务的重要一环。

普华永道在之前征求意见稿¹、草案二审稿²分析的基础上，对于《增值税法》与草案二审稿之间的差别进行了对比分析。同时，对于将要出台的《中华人民共和国增值税法实施条例》（以下简称《实施条例》），本文将其中需要重点关注的事项进行了归纳总结，期待《实施条例》对这些事项予以明确。

详细内容

一、《增值税法》与草案二审稿之间的差别

相较草案二审稿而言，本次审议通过的《增值税法》主要做出了如下实质性修改：

一是增加了立法目的，明确《增值税法》为了利于高质量发展、规范征收和缴纳、保护纳税人的合法权益而制定，确立了后续执行《增值税法》的指导思想。

二是明确《增值税法》中“个人”的概念包括个体工商户，与现行增值税政策一致。

三是减少了立法授权条款，对于之前草案中部分授权国务院规定的内容，包括视同应税交易的其他情形、适用简易计税方法的特殊情形、差额计算销售额的特殊情形进行了删除。

对于上述修改，**普华永道认为**，视同应税交易的范围被限定在《增值税法》规定的范围内，在不修改法律的情况下，后续将不会再增加视同应税交易的内容。而简易计税、差额计算销售额的特殊情形可能和其他免税、加计抵减等政策一并在第二十五条规定的国务院可以制定的增值税专项优惠政策中进行体现。

四是增加了“中外合作开采海洋石油、天然气增值税的计税方法等，按照国务院的有关规定执行”，以延续目前该事项按实物征收增值税等特殊规定。

五是对于境外单位和个人在境内发生应税交易，除了以购买方为扣缴义务人外，增加了“按照国务院的规定委托境内代理人申报缴纳税款”的选项，与现行增值税政策基本一致，给予了纳税人更多的便利。对于购买方如何判断销售方是否已经委托境内代理人申报缴纳税款以及自身是否有扣缴义务，可能会在后续出台的《实施条例》中进行明确。

六是在进项税额的定义中删除了“与应税交易相关”的表述，与现行增值税政策一致，后续需要进一步关注《实施条例》中是否有相关规定或者补充明确，以及不征税收入对应的进项税额是否可以继续作进项抵扣处理。

七是在免税项目中删除了“避孕药品和用具”，这一改动可能与国家整体的宏观政策相关。

八是在制定增值税专项优惠政策的情形中增加了“公益事业捐赠”。按照《增值税法》第五条，无偿转让货物、无形资产、不动产以及金融产品需要视同应税交易缴纳增值税。在此基础上，给予公益事业捐赠税收优惠政策，有利于鼓励纳税人为公益事业做出贡献。

九是明确“国务院应当对增值税优惠政策适时开展评估、调整”，有利于根据经济发展及产业政策等变化适时调整增值税优惠政策。

十是在法律层面明确，纳税人“放弃优惠的，在三十六个月内不得享受该项税收优惠”，与现行增值税政策一致。同时，在此基础上增加了“小规模纳税人除外”的规定，意味着三十六个月的限制不再适用于小规模纳税人。

二、《实施条例》中需要重点关注的内容

对于后续将要出台的《实施条例》，以下内容值得重点关注：

1. 增值税税目注释及分类

《增值税法》将税目大类分为销售货物、服务、无形资产以及不动产四大类。由于增值税存在三档税率及优惠政策等，《实施条例》将对各类税目的具体内容做出规定并作清晰分类，以方便各类交易对应适用不同的税率及税收政策。

2. 服务、无形资产在境内消费的定义

《增值税法》规定，在境内发生应税交易，是指“（除本条第二项、第三项规定外）销售服务、无形资产的，服务、无形资产在境内消费，或者销售方为境内单位和个人”。此处引入了国际上通用的消费地原则，对于销售方为境外单位和个人的交易，需要关注《实施条例》对“在境内消费”的判定标准，以便于进一步判断境内主体是否负有代扣代缴增值税义务。

3. 适用零税率政策的跨境服务及无形资产的范围

《增值税法》规定“境内单位和个人跨境销售国务院规定范围内的服务、无形资产，税率为零”。适用零税率的服务及无形资产范围可能在实施条例中予以明确，需要关注其与现行规定的范围是否一致，以及是否会进一步明确目前“完全在境外消费”的判断标准。

4. 如何判断混合销售事项中的“主要业务”

《增值税法》规定“纳税人发生一项应税交易涉及两个以上税率、征收率的，按照应税交易的主要业务适用税率、征收率”。由于一项应税交易可能仅对应一个价格，在有税率差或者政策差异的情况下，需要判断该交易的主要业务是什么，《实施条例》可能会对如何判断“主要业务”进行明确。

5. 进项税额相关问题的明确

- 《增值税法》中，购进贷款服务对应利息的进项税额并不在不得抵扣的进项税额范围内，因此，需要重点关注《实施条例》是否会把贷款服务利息对应的进项税额列为不得抵扣的进项税额；

- 《增值税法》中，不得抵扣进项的内容中未包含“其中涉及的固定资产、无形资产和不动产，仅指专用于上述项目的固定资产、无形资产和不动产”（现行规定），《实施条例》可能对于上述内容进行进一步明确；
- 《增值税法》规定“购进并直接用于消费的餐饮服务、居民日常服务和娱乐服务对应的进项税额”不得抵扣，扩大了现行规定中可以进项抵扣的范围。对于实务操作中如何判断“购进并直接用于消费”，可能需要在《实施条例》中进一步明确。

6. 留抵退税政策的具体办法

《增值税法》明确了“当期进项税额大于当期销项税额的部分，纳税人可以按照国务院的规定选择结转下期继续抵扣或者申请退还”。因此，《实施条例》或后续文件将对留抵税额退还的机制和流程予以进一步明确。

7. 增值税专项优惠政策的具体内容

现行增值税政策中包含免税、简易征收、差额计算销售额、加计抵减等各项优惠政策，除了部分对于基础民生和基础科研的免税在《增值税法》中进行了明确外，其他优惠政策的整合、延续及终止等内容，都将体现在增值税专项优惠政策中，值得高度关注。

注意要点

本次审议通过的《增值税法》，是过去三十年来增值税深化改革成果的集合和总结，是我国税收法治化进程中具有里程碑意义的一步。增值税法将于 2026 年 1 月 1 日正式生效，普华永道建议企业针对《增值税法》的变化及《实施条例》需要重点关注的内容，结合行业特殊性以及企业自身特点，评估政策对于企业各方面的影响，为未来《增值税法》的施行做好充分准备。

普华永道将持续关注《实施条例》以及其他相关文件的进展，并及时分享观察和观点，协助相关行业和企业进行深入研究，请密切留意。

注释

3. 关于征求意见稿的详细解读，请参见普华永道公众号 2019 年文章《【洞察】增值税法呼之欲出，征求意见稿多处亮点值得关注》
<https://mp.weixin.qq.com/s/lG3ke5YpPCUmUjMF7AoXlq>
4. 关于草案二审稿的详细解读，请参见《普华永道税务/商务新知》2023 年第 2 期《解读增值税立法进程的重大进展》
<https://www.pwccn.com/zh/china-tax-news/2023q1/chinatax-news-jan2023-2.pdf>

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道中国间接税服务团队**：

李军
普华永道中国间接税主管合伙人
+86 (21) 2323 2596
robert.li@cn.pwc.com

北区

张蓉
普华永道中国间接税合伙人
+86 (10) 6533 3397
linda.r.zhang@cn.pwc.com

中区

马骁俊
普华永道中国间接税合伙人
+86 (21) 2323 3743
michael.ma@cn.pwc.com

王君
普华永道中国间接税合伙人
+86 (21) 2323 1095
justin.ja.wang@cn.pwc.com

李慧嵩
普华永道中国间接税合伙人
+86 (21) 2323 2895
lisa.hs.li@cn.pwc.com

南区

汤蕴贤
普华永道中国间接税合伙人
+86 (755) 8261 8273
winnie.tang@cn.pwc.com

普华永道中国间接税服务团队是由资深及同时拥有国际和本土间接税知识和经验的税务专家组成。我们在北京、上海、广州、深圳和香港均设有办公室。除为客户提供有关间接税咨询服务，我们也向中国当局提供有关间接税前瞻性建议以使中国间接税政策更为方便纳税人。我们中国间接税服务团队是 1,800 个税务专家组成的普华永道全球间接税服务团队网络成员之一。



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2024 年 12 月 27 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com

© 2024 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。